

松本広域連合「広域計画(原案)」に対する意見(パブリックコメント)を募集します。

募集要領

松本広域連合では現在、今後5年間〔平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)〕の広域連合の事務処理の方針や施策を示す、広域計画の策定を進めています。

このたび原案がまとまりましたので、これを公表するとともに、住民の皆様から広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを募集します。

■ ご意見をいただくもの

広域計画(原案)〔平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)〕

■ 閲覧場所

松本広域連合事務局(松本市波田 4417-1 松本市役所波田支所 4階)

松本広域消防局(松本市渚 1-7-12)、各消防署所

松本広域連合・松本広域消防局のホームページ

■ 意見の募集期間

平成30年11月20日(火)から平成30年12月19日(水)まで

■ 意見を提出できる方

松本広域連合の管内(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)に在住、在勤、在学する方及び事務所等を有する方

■ ご意見の提出方法

次のいずれかの方法で、松本広域連合 事務局 福祉・地域課へ提出してください。

- (1) 窓口持参 松本広域連合事務局、松本広域消防局及び各消防署所の窓口
受付時間：土・日・祝日を除く 8:30～17:15
- (2) 郵送 〒390-1401 松本市波田 4 4 1 7 - 1
松本広域連合 福祉・地域課あて
- (3) FAX 0 2 6 3 - 8 7 - 5 4 6 2
- (4) Eメール furusato@m-kouiki.or.jp

■ ご意見提出の際に留意いただきたい事項

- (1) 意見記録の正確さを期すため、電話や口頭、匿名によるご意見はお受けしておりませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 意見提出の際は、閲覧場所備え付けの「意見提出用紙」をご利用ください。松本広域連合ホームページからもダウンロードできます。
- (3) ご意見を提出される方の、氏名、住所、電話番号、事務所名等を明記して下さい。
氏名の公表はいたしません。内容が不明の場合は、お電話でお問い合わせさせていただきます場合があります。

■ 意見の公表

後日、募集の結果、意見の反映状況などを松本広域連合ホームページ等でお知らせします。提出いただいたご意見等への個別回答はいたしません。希望される方には意見の反映状況等の一覧表をお送りします。

■ お問い合わせ

松本広域連合 事務局 福祉・地域課 ふるさと担当

〒390-1401 松本市波田4 4 1 7 番地 1

電話 0 2 6 3 - 8 7 - 5 4 6 1 FAX 0 2 6 3 - 8 7 - 5 4 6 2

E-mail : furusato@m-kouiki.or.jp

《広域計画とは……》

広域計画は、広域連合を組織する地方公共団体や住民に対し、当該広域連合の方針等を明確にしながら、事務処理を行うとともに、広域的調整を図りながら広域行政を円滑に行うために作成するものであり、地方自治法第291条の7によりその作成が義務付けられています。

松本広域連合では平成11年の発足時に広域計画を策定し、以降5年間を単位に計画期間満了前に見直しを行っています。また、広域連合長が必要と認めたとき、議会の議決を経て随時改定を行っています。

また、松本広域連合の広域計画に記載すべき項目は、松本広域連合規約で下記のとおり定められています。

- 1 松本地域の広域行政の推進に関する事
- 2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事
- 3 広域的な観光振興に関する事
- 4 旧伝染病舎跡地の管理に関する事
- 5 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。）
- 6 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事
- 7 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事
- 8 広域的なごみ処理の対応に関する事
- 9 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事
- 10 調査研究に関する事
- 11 広域計画の期間及び改定に関する事